



記念樹配布事業・屋上緑化等への補助事業を実施しています

都市整備課 内線 284

1. 記念樹配布事業

マイホームの新築、購入及び出生などの記念に樹木の苗を配布しています。

▼対象者

- マイホーム新築・購入の記念：施主・買主またはその建物に住む方
- 出生記念：出生した子供の保護者
- 結婚、入学もしくは卒業などの記念：記念の対象者、又は同居者
※ただし、扶桑町内に住所を有している方。

▼申請方法

以下リストから選んだ樹木名を記念樹配布申請書に記載し都市整備課へ提出します。

▼配布方法

対象となる要件を確認した後、「配布券」「記念樹受領書」が対象者へ交付されます。

年3回（6月、11月、3月）役場都市整備課へ「配布券」及び「記念樹受領書」を提出し、樹木の苗と交換します。



種 類	
キンモクセイ	ハナミズキ
ブルーベリー	ライラック
キンカン	5種類のなかから1本お選びください。

※記念樹は町内に植栽するものとします。

2. 扶桑町緑化推進事業

建物屋上、壁面及び住宅の生垣の設置に係る経費の一部を補助する制度を実施しています。

区 分	植栽の基準	補助率	補助限度額
屋上緑化	樹木又は地被植物等（一年草は除く）を主体とした緑化面積3㎡以上の植栽（プランター使用の場合は1基あたり容量100ℓ以上を使用）	緑化区画の造成及び灌漑施設等の工事、土壌及び植栽に要した経費の2分の1（施工面積1㎡あたり補助額2万円を上限）	30万円
壁面緑化	つる性植物等（一年草は除く）を主体とした緑化面積3㎡以上の植栽（プランター使用の場合は1基あたり容量100ℓ以上を使用）	つる性植物の購入並びに植栽及び誘引資材の設置に要した経費の2分の1（施工面積1㎡あたり補助額1万円を上限）	30万円
生垣設置	建築敷地に対して行う延長5m以上の樹木の植栽（既存のブロック塀を取り壊しての設置の場合は2m以上） ただし、以下の条件にすべて当てはまる樹木の植栽に限る。 ア．植栽の全部が敷地の外から確認することができ、その一部は公道に接すること イ．樹木の高さは植栽面より70cm以上 ウ．延長1mにつき2本以上 エ．生垣が公道に接する場合、道路の中心線から2.5m以上後退していること	生垣の設置に要した経費の2分の1（延長1mあたり補助額6千円を上限） ただし、地上60cmを超える高さのコンクリートブロック等の基礎の上に生垣を設置したものを除く。	10万円

▼申請方法

工事に着手する日の **10日前までに** 補助金交付申請書に必要書類を添えて提出してください。

（ただし、町税の滞納者、建物敷地を5年以下の賃貸借契約で借りている方等は対象外となります。）

▼問い合わせ 都市整備課